

ID: 447

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

<p>処分の概要</p>	<p>監督処分</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市下水道条例 第37条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成18年条例第196号</p>		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によって受けた許可又は工事の中止、変更その他必要な措置を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規程の規定に違反している者 (2) この条例の規定による許可又は確認に付した条件に違反している者 (3) 詐欺その他不正の手段により、この条例の規定による許可又は確認を受けた者 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可又は確認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。 (1) 公共下水道に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合 (2) 公共下水道の保全又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>令和 2 年 7 月 1 日</p>